

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷六十三第

行發日一月一年八和昭

新年特別號

インフレーションの財政策	法學博士 神戸 正雄
人口に關する小論	文學博士 高田 保馬
<small>社會的に安當なる農業經營規模に關する</small> ベルンハルデイの見解	經濟學士 八木芳之助
操短と生産費	經濟學士 大塚 一朗
資本論と一般均衡論	經濟學士 柴田 敬
中央銀行役割の發展に就いて	經濟學士 松岡 孝兒
預金通貨の貨幣的性質に就て	經濟學士 中谷 實
ケトレー直後の英佛統計學	法學博士 財部 靜治
土佐の育子策について	經濟學博士 本庄榮治郎
爲替心理説の批判	經濟學博士 谷口 吉彦
宇和島藩の蠟專賣	經濟學士 堀江 保藏
琉球農村共同體 <small>と我國民理想としての</small> 「國民共同體」	經濟學博士 石川 興二
地方財政の改革	經濟學博士 汐見 三郎
漁業組合論	經濟學士 蛭川 虎三
二ツのインフレーション	經濟學博士 小島昌太郎
新着外國經濟雜誌主要論題	

(禁轉載)

地方財政の改革

汐見三郎

第一、六大都市の人口と富

我國に於いて最近特に著しくなつた傾向であるが、六大都市に人口が集中し、六大都市以外の都市及び町村とは異なる特質を有するに至つたのである。人口の集中は同時に六大都市の不動産の價格を騰貴せしめた。人口と土地家屋の賃貸價格とが全國と六大都市とに於いて如何なる關係を有してゐるかを明かにする爲めに次の表を作製したのである。

	人口(昭和五年十月一日)	土地の賃貸價格(大正十五年四月一日)	家屋の賃貸價格(昭和六年)
東京市	二,〇七〇,五三九	三三,二六四〇〇	一八四,一九七,一五三
大阪市	二,四五三,五六九	八三,四二二,五九八	九七,八三二,一四九
京都市	七六五,一四二	一〇,三〇一,三六九	三〇,六〇一,九三三
神戸市	七六七,五九六	三三,〇七八,七四五	三九,六六三,七七〇
名古屋市	九〇七,四二二	二六,八三七,四四六	三九,〇〇六,三五〇
横濱市	六二〇,二九六	一七,九二三,二六五	二二,七二二,四九六
計	七,六〇四,五三四	二九二,七五九,八四三	四一六,〇八三,八五三

全 國 六大都市の全國 に對する百分比	六四、四七、七四 二・八%	一、七三四、七九、二二 一六・九%	一、五九五、八四三、八七四 二六・一%
---------------------------	------------------	----------------------	------------------------

人口の一割二分が六大都市に集中し——最近の大東京の人口を暫く度外視するも——土地の賃貸價格の一割七分を六大都市が占め、六大都市の家屋の賃貸價格は全國の二割六分に當つてゐるのである。人口の集中してゐる以上に富が集中してゐると云はねばならぬ。

而らば富が六大都市に集中する趨勢は最近如何なる方向を辿つてゐるか、第三種所得税の課税物件たる第三種所得に就いて大正四年と大正九年と大正十四年と昭和五年との過去十五年に就いて調べると次の結果を得るのである。

東 京 市	大 阪 市	京 都 市	神 戸 市	名 古 屋 市	横 濱 市	一 計	
六七、五六〇	四〇、三三三	一四、五二八	三三、〇三六	九、九五四	九、一六三	一五七、五四四	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
大正四年の第三種所得	大正九年の第三種所得	大正十四年の第三種所得	昭和五年の第三種所得	大正四年の第三種所得	大正九年の第三種所得	大正十四年の第三種所得	昭和五年の第三種所得
二〇一、〇〇四	一三三、七七一	三三、三三七	二八、五七七	二〇、一〇九	二六、一八二	三三、三三七	二八、五七七
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
二〇、六二二	一〇〇、六四五	七三、五七八	三五、六五七	九〇〇、九二八	四九、九三三	二〇、六二二	一〇〇、六四五
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
八四、三三〇	二二六、三三一	四一、八二五	八四、三三〇	二二六、三三一	四一、八二五	八四、三三〇	二二六、三三一
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
八四、三三〇	二二六、三三一	四一、八二五	八四、三三〇	二二六、三三一	四一、八二五	八四、三三〇	二二六、三三一
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

全 國	六九七、二八四	一、八七二、六五七	三、二八二、三六七	二、四六九、一〇四
六大都市の全國 に對する百分比	三三・二%	二四・〇%	二七・四%	三四・二%

大正四年に六大都市の第三種所得が全國のその二割二分に上つてゐたものが大正九年には二割四分となり、大正十四年には二割七分、昭和五年には三割四分と云ふ風に逐年増加してゐるのである。

人口が都市に集中し而も人口以上に富が六大都市に集中してゐると云ふ事實からして、六大都市の地方財政は割合に餘裕を保ち六大都市以外の地方財政は苦しくなつて來るのである。此の不釣合を調和せんとして地方財政調整交付金の制度が考へられたのであるが、此の地方財政の改革の一案を考察するに先だち、我國の地方税制度の現状を明かにしたいのである。

第二、我國の地方税制度

國税と地方税とを如何に配分するかの問題は我國に於いても重要な意義を有してゐるが、特に獨逸に於いては財政調整 (Finanzausgleich) の問題として財政學者の研究の中心題目をなしてゐる。最近エッセン (Dr. Arnd Jessen) は獨逸の財政調整の理論及び實際に就き貴重なる研究を發表してゐるが、國家と地方とに於ける租税分配の基本形式として次の四つの型を分つてゐる。第

1) Der deutsche Finanzausgleich in Theorie und Praxis (Vierteljahresschrift für Steuer- und Finanzrecht, 1932. Heft. 3)

一は純然たる國稅一本槍の方法 (Das reine Staatssteuersystem) であつて、國家が租稅を徵收し其の收入の一部を地方に分つものである。第二は純然たる地方稅一本槍の型 (Das reine Gemeindesteuersystem) であつて、地方が租稅を徵收し其の收入の一部を國家に貢納するのである。第三は稅種を國家と地方とに區別する方法 (Das Quellenteilungssystem) であつて、國家と地方とが全然分離して租稅を徵收しそれぞれ自己の收入となすものである。第四は以上三種の方法の折衷 (Das Überschneidungssystem) である。此等四種の方法が租稅分配の基本形式として成立するのであるが、第一より第三までの方法は理論的に考へ得られるのみであつて、結局は三種の方法の折衷たる第四の方法が行はれるのである。我國の國稅と地方稅の分ち方も第四の型に屬してゐる。我國の地方稅は次の如く道府縣稅と市町村稅とより成つてゐるが、國稅に附加稅を課する方法と國稅と全く稅種を異にする獨立稅を課する方法とを合せ用ひてゐる。

道府縣稅

國稅附加稅(地租附加稅、營業收益稅附加稅、所得稅附加稅、鑛業稅附加稅、砂鑛區稅附加稅、取引所營業稅附加稅)
獨立稅(特別地稅、家屋稅、營業稅、雜種稅)

市町村稅

國稅附加稅(地租附加稅、營業收益稅附加稅、所得稅附加稅、鑛業稅附加稅、砂鑛區稅附加稅、取引所營業稅)
道府縣稅附加稅(特別地稅附加稅、家屋稅附加稅、營業稅附加稅、雜種稅附加稅)
獨立稅(戶數割、其他の特別稅)

而して昭和七年度に於ける國稅及び地方稅收入の收入を見るに約十四億圓に上り、國稅が約五分の三を占め道府縣稅¹⁾と市稅¹⁾と町村稅との地方稅が約五分の二を占めてゐる。

2) 大藏省編纂；非常時財政の解剖十五頁乃至十六頁
3) 內務省地方局；昭和七年度同六年度市町村歳入出豫算
4) 內務省地方局財務課；昭和七年同六年度市町村歳入出豫算

昭和七年度に於ける國稅及び地方稅收入の豫算（單位千圓）

國 稅	地 方 稅		
	道 府 縣 稅	市 稅	町 村 稅
所得稅	所得稅附加稅	所得稅附加稅	所得稅附加稅
地 租	地租附加稅	地租附加稅	地租附加稅
營業收益稅	營業收益稅附加稅	營業收益稅附加稅	營業收益稅附加稅
資本利子稅	續業稅附加稅	特別地稅附加稅	特別地稅附加稅
相 續 稅	取引所營業稅附加稅	家屋稅附加稅	家屋稅附加稅
兌換銀行券發行稅	特別地稅	營業稅附加稅	營業稅附加稅
酒 稅	家 屋 稅	雜種稅附加稅	雜種稅附加稅
砂糖消費稅	營 業 稅	戶 數 割	戶 數 割
織物消費稅	雜 種 稅	其 他	其 他
取引所稅	都市計畫特別稅		
關 稅			
專賣局益金			
其 他			
計	計	計	計

此等の國稅と地方稅とが各職業を通じ各地方を通じ公平に分配せられて居れば問題はない筈である。然るに各種の調査の示す處に依れば、主として田舎に住居を有する農業關係者が重く負擔し、主として都會に住居する商工業關係者が軽く負擔してゐる。試みに第三種所得稅納稅者に就

き所得額に對する公租公課等の負擔割合を調べて次の結果を得たのである。

所得額に對する公租公課等の負擔割合(%)

所得者種別	千二百圓級	千五百圓級	二千圓級	三千圓級
營業所得者	一五・八	一六・九	一七・七	一七・六
田畑所得者	四・三	四・二	四・六	四・三
山林田畑所得者	二四・六	二五・七	二六・四	二四・九
漁業所得者	三・二	三〇・四	三〇・九	三三・四

以上は公租公課の合計に就いて調べたものであるが、更に國稅、府縣稅、市町村稅、水利(土功)組合費等の租稅負擔額の内容に就き分類する必要がある。又其の他の負擔額として商工會議所、農會、畜産組合、森林組合、重要物産同業組合、酒造組合、水産會、衛生組合、各種教化團體、在郷軍人會等の負擔及び部落協議費を擧げる事が出来る。課稅標準所得額を四階段に分ち、各道府縣をして標準となるべき市町村に就き、標準となるべきものを各二人宛選定せしめ、此等租稅其の他の公租公課等の負擔割合を見て次の結果を得たのである。

所得階段別に見たる公租公課等の負擔割合

(イ)千二百圓乃至千五百圓階級者

所得者 種別	第七年分 第三種 所得決定額		租 稅 貢 擔 額			其 他 の 貢 擔 額			合 計			
	國	稅府縣稅	村市 稅町	水 利 (土功) 組合費	計	各 種 團 部 協 議 費	計	所 得 に 對 する 割 合	金 額	所 得 に 對 する 割 合		
營業所得者 (四二名)	二、〇四三	九八、四五	八九、三六	三、三四、〇九	一〇、一九	三三三、〇九	一六、三%	一四、八七	二九、六〇	一、四%	三六一、六九	一七、七%
田畑所得者 (四〇名)	二、〇八五	二八、二六	三三四、五〇	二八三、九六	八六、一五	七六六、八七	三七、七%	五四、〇八	一三三、五一	五、九%	九〇九、三八	四三、六%
山林田畑所得者 (三六名)	二、一三	九八、七三	二一九、六五	三三五、五五	五〇、四三	四九四、三四	二三、三%	三二、六九	六六、〇三	三、一%	五五〇、三七	二六、四%
漁業所得者 (二〇名)	二、〇八九	五六、〇二	二一〇、九三	一六〇、四三	—	三三七、三六	一五、七%	九九、四二	一〇九、四〇	五、二%	四三六、七六	二〇、九%

(一) 三千圓乃至四千圓階級者

所得者 種別	第七年分 第三種 所得決定額		租 稅 貢 擔 額			其 他 の 貢 擔 額			合 計			
	國	稅府縣稅	村市 稅町	水 利 (土功) 組合費	計	各 種 團 部 協 議 費	計	所 得 に 對 する 割 合	金 額	所 得 に 對 する 割 合		
營業所得者 (四二名)	三、〇九四	二六四、七四	二七、九〇	一七、三四	四九五、九九	三三、七八	四八、一四	一、六%	五四四、一三	一七、六%		
田畑所得者 (四〇名)	三、一三三	二九、〇五	三三七、一四	四、八三	一、七、一八	八二、〇〇	八〇、四二	五、二%	三六、五九	四二、三%		
山林田畑所得者 (三四名)	三、一五	二五、二五	二七、七三	三八、五九	四八、三八	五、五四	三九、一五	二、九%	七八六、六八	二四、九%		
漁業所得者 (一四名)	三、一六二	九八、二六	一八一、三八	三六、九九	—	五四二、六三	一七、三%	三、一五	一六五、九三	五、二%	七〇八、五五	二二、四%

以上の數字を見るに、商工業者の負擔に比して農業關係者の負擔が大となつてゐるのである。而して其の原因は——田畑所有者が他の人々の約二倍の國稅を負擔してゐるのであるが——専ら地方稅及び其の他の負擔額に於いて田舎が都會よりも不釣合に多くの地方稅を負擔してゐるのに基づくのである。

人口の稀薄なる處の地方財政と集中してゐる處の地方財政とを比較する。集中してゐる處では地方の經費の合理化が行はれ易く、従つて地方稅も僅少の負擔で濟む譯である。而して人口の集中の割合以上に富が集中してゐる都會に於いては、經費の節約と負擔の輕減とが行はれるのみならず、負擔を感じる程度も一層少くなるのである。然るに田舎では人口の密度が粗らであり、而も其れ以上に富の力が貧弱であるから、經費に無駄が生じ、負擔額を増し、而も痛切に負擔を感じる事となるのである。之が對策として從來種々の方法が講ぜられたが、地方財政調整交付金は此の方面に於ける地方財政の缺陷を改革せんとする有力なる一方法である。

第三、地方財政調整交付金

地方財政調整交付金の考へは三好重夫氏⁵⁾、大村清一氏⁶⁾、安井英二氏⁷⁾等に依り唱へられ、現に地方財政調整交付金制度案⁸⁾なるものが發表せられてゐる程であるが、爰には私が地方財政調整交付金として最も有力なるものと考へてゐる計畫に就いて一應説明を加へる。

5) 財政調整交付金制度の提唱(自治研究第七卷第七號)
 6) 地方財政に於ける二の題に就て(自治資料第八卷第九號)
 7) 地方財政調整交付金制度の意義(自治研究第八卷第八號)
 8) 地方財政調整交付金制度案(自治研究第八卷第八號)

地方財政調整交付金の財源としては、第一に第二種所得税の増徴(五割)、第二に資本利子税の増徴(十割)、第三に相續税の増徴(五割)、第四に奢侈税の新設(賣上金の一割)を擧げる事が出来る。即ち此等の財源より徴收費及事務費を控除したる殘額を交付金の總額とし、初年度に於ける交付金の總額は約五千九百萬圓程度にして地方税總額の約一割に相當するが、將來相續税の増收に伴ひ本交付金の或る一定限度まで増加する豫定である。交付金は道府縣に對する分と市町村に對する分とに分れ、何れも一般交付金と資力薄弱團體交付金と特別團體交付金との三つより成る。道府縣に對する配分標準と市町村に對する配分標準と更に交付金の用途とを表示すれば次の如くである。

道府縣に對する配分標準

交付金は道府縣に十分の四を配分す。

交付金は一般交付金と資力薄弱團體交付金と特別團體交付金との三つに分れ、次の標準に依り配分す。

第一、一般交付金

總額の三分の一を人口を標準として配分すること

第二、資力薄弱團體交付金

總額の三分の二より第三の交付金を除きたる殘を更に二分し各次の標準に依り道府縣に配分すること但し交付額は配當標準額を越ゆるを得ざること其の剩餘は一般交付金に加ふるを得ること

地方財政の改革

市町村に對する配分標準

交付金は市町村に十分の六を配分す。

交付金は一般交付金と資力薄弱團體交付金と特別團體交付金との三つに分れ、次の標準に依り配分す。

第一、一般交付金

總額の三分の一を人口を標準として配分すること

第二、資力薄弱團體交付金

(イ)總額の三分の二より第三の交付金を除きたる殘額を更に二分し各次の標準に依り之を道府縣に配分すること
(一)直接國税及自作農地免租額の合計額の一人平均額が全國平均額に達せざる市町村に於ける其の不足額に人口

(一)直接國稅及自作農地免租額の合計額の一人平均額が全國平均に達せざる道府縣に於ける其の不足額に人口を乗じて得たる額

(二)直接國稅附加稅及特別地稅の制限額の一人平均額が全國平均に達せざる道府縣に於ける其の不足額に人口を乗じて得たる額

第三、特別團體交付金

次に掲ぐる道府縣に對しては特に交付金を増加し得ること
但し其の總額は交付金總額の十五分の一を越ゆるを得ざる
こと

(一)人口又は其の密度の少なる道府縣

(二)府縣稅を以て支辨すべき道府縣債の元利償還額の特に多額なる道府縣

(三)其の他財政の窮迫甚しき道府縣

道府縣に對する交付金の使途

第一、各種制限外課稅の輕減

を乗じて得たる額

(二)直接國稅及特別地稅附加稅の制限額の一人平均額が全國平均に達せざる市町村に於ける其の不足額に人口を乗じて得たる金額

(ロ)前項に依り道府縣に配當したる交付金は更に其の總額を二分し各次の標準に依り該當市町村に配分すること

(一)直接國稅及其の府縣稅附加稅、自作農地免租額、特別地稅、家屋稅、營業稅及雜種稅の合計額の一人平均額が當該道府縣の平均額に達せざる市町村に於ける其の不足額に人口を乗じて得たる金額

(二)直接國稅及府縣稅に對する市町村の附加稅制限額の一人平均額が當該道府縣の平均額に達せざる市町村に於ける其の不足額に人口を乗じて得たる金額

第三、特別團體交付金

次に掲ぐる市町村に對しては特に交付金を増加し得ること
但し其の總額は交付金總額の十五分の一を越ゆるを得ざる
こと

(一)人口又は其の密度の少なる市町村

(二)市町村稅を以て支辨すべき市町村債の元利償還額の特に多額なる市町村

(三)其の他財政の窮迫甚しき市町村

市町村に對する交付金の使途

第一、戶數割及其の代稅たる家屋稅附加稅の輕減

第二、家屋税、營業税及雜種税の輕減

第二、各種制限外課税の輕減

第三、道府縣税の輕減に伴ふ附加税の減收

初年度の交付金五千九百萬圓の内でも大なる金額を占めるのは、第二の資力薄弱團體交付金三千五百萬圓であつて、一般交付金二千萬圓之に次ぎ、特別團體交付金は僅かに四百萬圓である。本交付金の目的とする所が附加税的性質を有するよりも寧ろ資力薄弱團體を救済するにある事は之に依つても明かであらう。

更に交付金の用途は専ら之を負擔の輕減に充つべく決して地方の新規事業に充てゝはならないのである。

第四、地方財政調整交付金に對する疑問

前項に説明したる如く地方財政調整交付金は若干の國税を増徴し新設し其の増加收入を地方に還元し以て地方税の輕減に充てる事を目的としてゐる。而して貧弱地方團體に對しては特に巨額の交付金を與へんとするものである。我國に於ける地方税負擔の不公平を輕減する案としては頗る巧妙なる方策である。然し此の交付金の採用は我國の地方財政及び國家財政の上に非常なる影響を及ぼすものであるから慎重に考察せねばならぬ。以下四點につき取敢へず疑問を提出する。

第一に地方財政調整交付金を採用する動機である。論者は最近の國税の改正例へば地租の課税標準に土地賃貸價格を採用し、第三種所得税の免稅點を引上げた如き改革が田舎の附加税收入を

減じ、田舎の地方財政を苦しめたので、是を匡正する爲めに交付金を採用すべしと主張するのである。然し所得税の免税點の引上げに基く所得税本税の減收及び土地賃貸價格採用に基く地租本税の減收が原因となつて田舎の附加税収入の減じた事は、或は田舎の地方團體の財政を苦しめたかも知れないが、本税が減税せられただけ其れだけ地方民の國税の負擔額を輕減した事となるのである。故に最近の國税の改革を以て地方民の經濟生活を脅かしたと考へるのは間違つてゐる。否、田舎の人々の負擔を其れだけ輕くしたものと考へる事が出来る。「附加税収入の減退に依つて田舎の地方團體の苦しむ事」と「田舎の人々が最近の國税の改正で負擔が輕くなつた事」とは問題を分たねばならぬ。附加税収入の減退に因り田舎の地方財政が苦しくなつた事は差當り附加税の不均一課税の方法で之を救濟出来るのである。然し附加税の率が不均一であると云ふ事は面白くないからと云ふので茲に地方財政調整交付金を採用せんとするのである。即ち最近の國税の改革は田舎の人にとつて喜ぶべき改革であつた。然しその國税の改革をして一層有意義たらしむべく地方財政調整交付金を採用せんとするのである。決して最近の國税の改革が田舎の人を苦しめたから、其を是正する爲めに地方財政調整交付金を採用すべしと云ふのではない。即ち良いものを一層良くせんとするのであつて決して悪いものを訂正せんとするものではない。

第二に根本問題として地方費の整理を行ふ必要のある事である。蓋し、交付金の目的は過重なる地方税の負擔を輕減するに存してゐる。然し一方に於いて少額の交付金を受取つた處で他方國

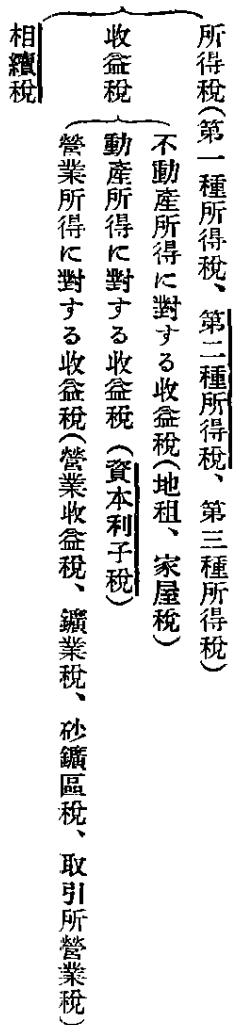
家よりの委任事務が逐年増加し更に地方團體其れ自身が浪費を行つてゐては、燒石に水の譬の通りに交付金の目的を達する事が出来ないのである。現に義務教育費國庫負擔金を多額に受取つてゐる町村が不急の事業を起して戸數割を増し而も尋常小學校教員の俸給を拂はなかつたりする實例がある。故に交付金の用途を限定すると同時に國費と地方費との限界、地方費の内容に就いて根本的の方策を講ずる必要がある。或は地方費の整理は百年河清を待つが如しと云ふ人もあるが、例へば教育費の如き地方費を要することが最も大なる費目を捉へて其れのみにつき地方費の整理を行ふのも一案である。

第三に交付金の最高限を如何に決定するかの問題である。例へば相續税、第二種所得税、資本金子税、奢侈税の収入が變動すると自ら交付金の金額が變動する事となる。更に配分標準たる人口數と貧弱の程度とに絶對的又は相對的變化があると、交付金の割當額を變更せねばならぬ。其の場合の調和を如何にして圖るべきか。又交付金制度を一度實施すれば地方團體は之を當然の收入の如く考へる事となるから、交付金に對する要求が逐年増加する事を覺悟せねばならぬ。現に義務教育費國庫負擔金の如き最初は極めて小額であつたが、昭和七年度に於いては九千七百萬圓に達してゐる有様である。交付金を極端に擴張することは結局は地方税制度を否認することゝなるのである。交付金を常に地方税總額の一割程度に止むべきか、或は地方税を我國財政より抹消し去つて國税と交付金とのみを以て我が財政を賄ふべきか、此の點に關しても靜かに考察する必要

がある。

第四に我國の國家財政及び地方財政の組織全體と地方財政調整交付金との關係である。他の交付金例へば義務教育費國庫負擔金は其の独自の配分方法に依つて之を交付し、地方財政調整交付金は又獨特の方法に依り之を交付し、其の間に何等の合理的連絡がなければ徒らに財政を紛糾させるのみである。同種の交付金を合理的に統一する事が先決問題である。更に租稅體系に對する交付金の關係を考察する。我國の收利稅の體系を見るに次の如くである。

我國の收利稅の體系



即ち我國の收利稅の内第二種所得稅と資本利子稅と相續稅との三種のみが地方稅と關係がないから、地方財政調整交付金は此等の諸稅に着目したのである。此の點に於いては面白い思付と云はねばならぬ。然し此等三種の收利稅及び奢侈稅に就いては交付金獨特の方法に依り地方財政と關聯せしめ、他の收利稅に就いては附加稅に依つて地方財政と關聯せしめ、其の他の國稅は一切地方財政と關係を保たないと云ふのは、果して妥當なりや否や疑ひ無きを得ない。

以上四點に亘り地方財政調整交付金に對する私の疑問を披瀝したのである。此等の諸點に就き明快なる具體的解決が得らるれば地方財政交付金制度も問題とする事が出来る。

第五、結 論

地方財政調整交付金の前提條件たる事實、即ち大都市に人口が集中し而も富が一層多く集積してゐる事、従つて田舎に住居せる人々の負擔が大都市に住居せる人々の負擔よりも大なる事、更に農民の負擔が商工業者の負擔より大なる事、而して地方による負擔の不均衡の原因が主として地方税の負擔の不均衡に基く事は、動かし難き事實である。此の不均衡を訂正せんが爲めに日本全國より或る種の國税を餘分に徴收し、其の餘分の國税を貧弱の程度に應じて分配せんとするのが地方財政調整交付金の主眼とする處である。卒直に云へば、富める都會より國税を増徴し貧しき農村に其の増徴部分を交付金として與へ以て兩者の租税負擔を平衡に導かんとする主旨に出てるる。

地方財政調整交付金の主旨とする處は至極尤もである。嘗つて地租の課税標準を土地の賃貸價格に改め、成功しなかつたが地租と營業收益税とを地方に委讓せんとし、義務教育費國庫負擔金の分配方法を市より町村に厚く貧弱市町村に厚く定め更に總額を年を逐ひ増加せるが如き、全く大都市と地方農村との租税負擔を均衡にせんとする精神の現れである。然し前述の如く地方財政

調整交付金なるものは果して一時凌ぎの妥協案に過ぎないものか又は徹底的解決策であるか其の性質が甚だ曖昧である。附加税を徴收し難い國税に對し技術上の理由から地方附加税に代へて斯かる制度を採らんとするのか、又は將來に亘り國家が地方財政の統制に乗出し交付金制度を擴張して行く最初の段階として此の制度を用ひんとするのか、此の邊が明瞭でない。更に國家と地方との行政事務の分擔、經費負擔の分割等の根本問題に一切手を觸れる事をせず、又他の交付金を地方財政調整交付金に統一併合する事をも遠慮して單に財政調整交付金のみを考へてゐるが、此等の點も再考する必要がある。

最近に於ける我が國家財政の紊亂の結果は必然的に國家財政の改革を促し、今や國稅體系に就き眞面目に反省すべき時期に到來してゐる。同時に地方財政の改革は國家財政の改革以上に必要となつて來てゐる。即ち地方稅體系に就いては國稅體系以上に改正の氣運に迫られてゐる。従つて地方財政調整交付金制度に就いても單に地方財政の一問題として之を切り離して考案する事をせず、國家財政と地方財政とに亘り根本的改革を行ふ大事業の一部として之を扱ひたいのである。